

社会福祉法人友愛会 役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛会（以下（当法人）という）定款第8条並びに第21条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下（役員等）とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等について報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等施設職員が役員の場合は支給しない。
2 交通費の実費がつぎの費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

日置市並びに隣接市町村	5,000円
その他の場合	5,500円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

日置市並びに隣接市町村	5,000円
その他の場合	5,500円

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日より施行する。